

検討委員会での主な意見

◇まちづくりの単位(区域)について

■検討課題／問題提起

- ◇ まちづくりの単位(区域)を小学校区単位にするのか、中学校区単位にするのか、市民センター単位にするのか。(第3回)

■解決方法案／結論、等

- ◇ 小学校区をまちづくりの単位とすることで決定。(第4回)

◇協働のまちづくり推進組織の在り方について

○自治会の位置づけについて

■検討課題／問題提起

- ◇ ワークショップの中で自治会は住民と行政とのパイプ役という意見があった。協働のまちづくりを進めていく中で自治会をどのように位置づけるか検討する必要がある。(第3回)
- ◇ 協働のまちづくりの中での自治会の在り方について慎重に議論する必要がある。(第3回)
- ◇ 条例の条文に「等しくまちづくりの成果を享受する地域住民は、地域活動(自治会活動等)に積極的に参加し、協力するよう努めなければならない」「地域住民は、地域自治を担う住民組織(自治会・町内会)に多くの地域住民が主体的に参加する状況になることを目指し、地域住民相互の交流及び協働に努めなければならない」という内容を盛り込んで欲しい。(第9回 明石市連合自治協議会からの要望)

■解決方法案／結論、等

- ◇ 地域の様々な組織がフラットな体制で組織化するのではなく、現在地域で最も大きな役割を果たしている自治会、連合自治会を中心とした組織にするべきではないか。(第5回)
- ◇ 地域活動において実際に汗を流すのは自治会であり、だからこそ自治会は重要である、というニュアンスの文言を条例のどこかに反映する。(第8回)
- ◇ 自分たちで積極的に住民自治に取り組みたいのであれば自治会に加入してください、そうでない地域については中間支援組織や市民活動団体などがフォローする、といった内容から要望書の内容をアレンジした方がよいのではないか。(第9回)
- ◇ 自治会加入は高度な住民自治に役立つ、自治会がきずな作りやニーズの掘り起こしに役立つといった内容から要望書の内容を見直し、条例に反映する。(第9回)

○協働のまちづくり推進組織の役割

■検討課題／問題提起

- ◇ -

■解決方法案／結論、等

- ◇ 協働のまちづくり推進組織が提供するサービスは、組織の活動に参加しない(できない)地域住民も受けられることが前提になる。(第9回)

○地区外部との協働

■検討課題／問題提起

- ◇ 校区を超えた繋がりが、これからの地域の問題を解決していく上で非常に大きな力になっていく。(第3回)
- ◇ 小学校区単位に範囲を決めてまちづくりを考えてしまうと知恵が枯渇してしまうのではないか。外部からも人を投入する必要があるのではないか。(第3回)
- ◇ 外部の人材をどのように地域に投入するのか、地区の外部の人と協働するためのルールづくりが一番大変と考えている。外部には民間企業、NPOなどの選択肢もあり、このような各種団体とどのように協働していくのかは大きなテーマであると考えている。(第3回)
- ◇ 外部の力や事業者の力をいかに上手く利用していくのか、そのためには条例の中にどのような項目を設ける必要があるのか考えていく必要がある。(第3回)

■解決方法案／結論、等

- ◇ 市民がまちづくりに目覚め、行政と対等な立場になると、行政と市民との間にコーディネーターやファシリテーターのような人材が必要になる。(第3回)

○組織への参加団体等について

■検討課題／問題提起

- ◇ 協働の相手方として事業者を絡めることも検討が必要。事業者は投票権を持っていないので新たなルールを検討する必要がある。(第3回)
- ◇ 協働のまちづくり推進組織のイメージは出来たが、構成員が具体的にどのように絡んでいくのかについての話し合いは不十分である。何らかの原則などを決めておくことが必要ではないか。(第8回)
- ◇ 協働のまちづくり推進組織の構成団体について、出来るだけ多くの団体を条文に盛り込むべきではないか。(第10回)
- ◇ 構成員になれない団体、個人などを定める禁止条項を設けた方が良いのではないか。(第10回)
- ◇ どの組織にも属さず、個人で協働のまちづくり推進組織に参加する場合、個人の利益のためにだけ参加する可能性も否めない。組織としてこのような個人にどのような対応が必要なのか、非常に難しい面がある。また、個人参加の場合、賛否をとった時に意見を通せるのか非常に難しいと思う。(第11回)

■解決方法案／結論、等

- ◇ 県民交流広場事業で作った校区まちづくり組織に分野型(テーマ型)組織を加えて協働できる組織にすべきではないか、モデル事業を実施する際にはこれらの組織を加えた形で地域課題を解決するような事業を考えるべきではないか。(第5回)
- ◇ 協働のまちづくり推進組織のメンバーとして、学校や幼稚園、商店街などの事業者は外せないのではないか。(第5回)
- ◇ 地区社協は、ボランティア、民生児童委員、高年クラブ、子ども会などで構成されていることから、協働のまちづくり推進組織の構成団体の案に挙がっているボランティア、民生児童委員、高年クラブ、子ども会などと結局は同じ人が担っており、同列に並べることに違和感を感じる。(第6回)

- ◇ 防犯協会も地区社協と同じような構造にある。(第6回)
- ◇ P T Aは小学校だけでなく、幼稚園や保育園など地域で子どもを持つ親が所属する団体全般を加えるべき。(第6回)
- ◇ 事業者も参画すべきと考えるが、事業者は商店街だけではなく、商店街を含む商業、工業など様々なものがある。また、商店街など地元に着する商業以外に、チェーンストアの店舗などもある。これらをまちづくりにおいてどう位置づけるのかも考える必要がある。(第6回)
- ◇ 明石にはN P O以外にN G Oもあるので将来的なことを考慮し、N G Oも協働のまちづくりの仕組みに加えるべきではないか。(第6回)
- ◇ 市は、一定の団体だけが加入していればよいという形だけを提示し、地域にある程度自由に組織を作らせた方がよいのではないか。(第6回)
- ◇ プラットフォーム型の組織でも地域で機能している事例もある。組織への参加の在り方の多様性という考え方を市は持つべきである。(第6回)
- ◇ 地域にある団体の状況を把握した上で、参加する全ての団体が同じ量の役割を担うのではなく、お互いの違いを認め、それを共有しながら、この体制であれば何ができるのかを考え、役割分担していく事が重要。(第6回)
- ◇ 図の組織を作ることに精一杯となり、実際には動かないのではないか。むしろ、課題や目標を明確にするプロセスがあり、それに対して計画が作られ、それに参加する人が出てきて、そういう人たちがメンバーとして関わっていけることが重要である。(第6回)
- ◇ 地域の住民だけでなく、地域の課題やまちづくりのビジョンを共有できる団体、個人が参加できる。(第7回)
- ◇ 条文に記載する団体は代表的なものに留め、具体的な構成員は地域の判断に任せる。(第10回)
- ◇ 各校区で決めて会則を設ける形でよいのではないか。ただし、構成員は「特定団体、特定個人の個別利益に寄与することを目的としない」というニュアンスの一文を反映する。(第10回)
- ◇ 個々の利益や関心が中心となっている個人に対しては、例えば、自治会など何らかの組織に入って貰い、一緒に考えて貰うような姿勢を促すなどの対処方法も考えられるのではないか。(第11回)
- ◇ 個人の意見を協働のまちづくり推進組織に反映させる方法については、例えば他の個人とグループを創り、このグループに一票を与えるという工夫も考えられる。(第11回)
- ◇ 上記のような細やかな事例を条文に盛り込むことは難しいので、ガイドラインなどで事例を紹介する形をとるのが望ましい。様々な事例を挙げる中で、やはり条例に盛り込んだ方がよいというものを、中間まとめの後に検討したい。(第11回)

◇「協働のまちづくり推進組織の要件／認証」について

■検討課題／問題提起

- ◇ 地域交付金の交付を考慮すると要件／認証方法を定めることが必要。(第4回)
- ◇ 継続性の問題をどうするか。外部から参加を希望する人に対して、組織を運営・維持していくために開放していくことが前提となる。(第6回)

■解決方法案／結論、等

- ◇ 計画性が重要であると考え。自分たちのまちをどういうまちにしたいのかを考え、計画を立てて実行するという事を決めることで、予算を立てたり、事業を実施できるのではないかと。(第6回)
- ◇ 透明性が重要であると考え。協働のまちづくり推進組織は事業計画書や予算書などを地域住民に情報公開するべきではないかと。(第6回)
- ◇ 民主性が重要であると考え。民主的な手続きとは、地域の課題や目標を共有し、計画を立案する。そのプロセスへの参加の方法や意思決定の方法が明確になっていることではないかと。(第6回)
- ◇ 様々な人が参画できるような組織の開放性が重要。地域の課題や目標を共有する個人・団体であれば、原則として開放することが重要であるのではないかと。(第6回)
- ◇ 地域における課題やビジョン等を参画する団体、個人が共有し、それらを解決・実現するための戦略および計画を作成して、協働のまちづくり推進組織またはそこに参画する団体や個人がそれを実施し、その成果を振り返り発展的に継承していく組織、である。(第7回)
- ◇ 組織の届出という形ではなく、市は、協働のまちづくり推進組織を地域において協働のまちづくりを推進するための協定を結ぶ相手方として認定する。(第7回)
- ◇ 認定にあたっては、中間支援組織等の外部の意見を聞くことができるようにすれば良いのではないかと。(第7回)

◇協働のまちづくり推進組織の意思決定システムについて

■検討課題／問題提起

- ◇ 地域交付金等を考慮すると、協働のまちづくり推進組織の意思決定システムを定める必要があるのではないか。(第4回)
- ◇ 施策の決定が議会を通らずに各地域で行われるようになると、市議会との関係を含めてどのようなルールを作るのかが重要である。(第4回)
- ◇ 地域交付金等を考慮すると、民意の反映方法や意思決定方法を定めることが重要な検討課題になる。(第5回)

■解決方法案／結論、等

- ◇ 住民投票を実施せず、話し合いを重ねる形で結論を出すのも一つの方法。(第4回)
- ◇ 地域によって組織や事情が異なるため、民意の反映方法や意思決定方法はそれぞれの地域に合った方法になる可能性が高い。そうすると組織の要件を定め、それを認定するというルールの詳細を決めることが重要になる。(第5回)
- ◇ 多数決という手法を採らずに、7割の人が合意できるレベルになるまで議論を煮詰めて合意を積み重ね、最終到達点に持っていく手法がある。全てにおいてこのような手法が採れるわけではないが、地域課題の抽出や、協働のまちづくり推進組織の部会を考える際などには、このような手法も取り入れることが出来るのではないか。(第6回)
- ◇ 地域によって意思決定の方法は異なるだろう。多数決の地域もあれば、話し合いで全員合意に持っていく地域など、様々なパターンがあって良い。(第6回)
- ◇ 意思決定の方法は地域でそれぞれ決定することであるが、意思決定の方法や、民主的に運営している事を地域の人にわかるようにすることが重要。(第7回)

◇地域格差について

■検討課題／問題提起

- ◇ 自分たちだけでまちづくりが出来ない地域をどうしていくのかという問題も議論していく必要がある。(第3回)
- ◇ 協働のまちづくりを進めていくに当たって、地域格差があるのは当然。今後まちづくりを進めていく中で、自分たちだけでまちづくりが出来ない地域の底上げが必要。(第3回)
- ◇ 地域交付金等を考慮すると協働のまちづくり推進組織の事務能力の問題が大きくなるため、地域格差の解消が非常に重要な課題になる。(第4回)

■解決方法案／結論、等

- ◇ 地域格差の解消のために、もう少し大きな視点のネットワークを構築し、その中で格差を調整するような仕組みも検討する必要があるのではないか。(第4回)
- ◇ 先進的な地域だけではなく、先進的ではない地域もモデル事業の対象に加えて、地域のまちづくりの底上げを図るのが良いのではないか。(第5回)
- ◇ 地域外部の人材、地域を離れて広域で活動している人を上手く地域に結び付けていくことで、地域格差の問題を解消できる可能性があるため、その点を考慮して組織づくりや運営のイメージ作りを進めていけば良いのではないか。(第5回)

◇協働のまちづくり推進計画について

■検討課題／問題提起

- ◇ 協働のまちづくり推進組織であるという要件を満たすだけでなく、要件を満たした上で、何を行う組織なのかという事が重要であり、そのために計画は重要である。必ずこれだけは含めておこうというものを考える必要がある。(第8回)

■解決方法案／結論、等

- ◇ 協働のまちづくり推進計画には、地域の任意の内容だけではなく、行政サービスの軽減が図れるような行政が期待する内容も盛り込んでいくべきではないか。(第8回／11回)
- ◇ 計画に反映してもらうために、行政は公共サービスをどこまで地域に担って欲しいのかという事を示す必要があるのではないか。(第8回) 地域交付金の使い方はある程度自由であっても、どのような事業にどれくらいのお金をかけるのかを、協働のまちづくり推進計画の中で明確にする必要がある。(第8回)
- ◇ 例えば、「協働のまちづくり推進計画は、構成員のそれぞれの役割を考えながら、構成員が作成する」といった形で誰が作成するのかを明記すべきである。(第11回)
- ◇ 計画の中身は各地域ともある程度統一した方が良い。そのために、市としては、その計画を提出して貰うにあたり、必要項目などを定め、テキストを提供する、一緒に考えるなど計画の作り方について何らかの支援を行う事を明記すべきではないか。そうすることで市も時代背景に応じて、このような事も計画に書いて欲しいという事が協働のまちづくり推進組織に対して言えるようになるのではないか。(第11回)
- ◇ 計画の内容については、目標、地域の課題、その共有方法、その解決策、参加者、解決に伴う成果などについて本来は計画に盛り込まれるべきではないか。但し、あまり細かくは条文には反映できないだろう。地域の課題、解決策、その成果について記載する旨を条文に反映する形とする。(第11回)

◇協働のまちづくり推進組織の計画へのチェック機能について

■検討課題／問題提起

- ◇ 地域交付金を考えた際に、協働のまちづくり推進組織が立てる計画の実施状況については、金銭面だけでなく、事業の質に対する監査など、チェック機能を検討する必要があるのではないか。(第6回／第7回／第8回)

■解決方法案／結論、等

- ◇ —

◇中間支援組織について

■検討課題／問題提起

- ◇ 中間支援組織として予定されている明石コミュニティ創造協会が、本当に中間支援ができるのか。(第5回)
- ◇ 明石コミュニティ創造協会を二つの組織に分割するのではなく、まず取り組んでみて一つの組織では難しいということになってから組織を分割するべきではないか。(第5回)
- ◇ 新たに組織を持つと費用が発生する。その分の費用を地域に渡す方が有意であるため、中間支援組織は必要ないのではないか。(第6回)
- ◇ 市の支援策と中間支援組織による支援策の違い・役割分担が不明確である。(第6回)

■解決方法案／結論、等

- ◇ 明石コミュニティ創造協会が中間支援を行うにあたり、地域を指導できるような専門知識・スキルのある人材を数多く配置するなど、しっかりと組織を固めるべきである。(第5回)
- ◇ 中間支援組織の組織強化のため、地域をまとめている自治会や連合自治会、並びに今後組織化を目指す協働のまちづくり推進組織から人や知恵を出すようなプラットフォーム型の組織を目指すのも一案である。(第5回)
- ◇ 中間支援組織の組織強化のため、中間支援組織を NPO が支援して強化していくという考え方もある。(第5回)
- ◇ 地域の人材の問題に対しては外から支援していく事が必要であり、そのためにも、中間支援組織は必要である。(第6回)
- ◇ (事務局) 現状では地域の事務局の裏方としての支援が中間支援組織の役割で、財政を含めた制度等の大きな枠組みに関する支援が市の支援と想定しているが、詳細は今後も検討したい。(第6回)
- ◇ 中間支援組織では相談機能が最も重要。スキルの高い相談対応が出来ることが中間支援に必要な能力である。(第6回)
- ◇ 行政であれ、事業者であれ、地域団体であれ、どの組織とも寄り添える、どの組織とも共感できるニュートラルな組織としてそれぞれを繋ぐ役割を果たすのが中間支援組織である。(第6回)
- ◇ 中間支援組織はコーディネート機能や交流・活動支援機能、情報共有機能、相談機能、人材育成機能に加えて、調査機能、行政への提案機能などを持つことが必要。(第7回)
- ◇ 中間支援組織は不要という意見もあったが、必要という前提で議論を進める。どのような役割を果たすのかについて引き続き検討する。(第8回)
- ◇ 中間支援組織の役割については、これまで議論された内容をもとにまとめる。(第9回)
- ◇ 中間支援について、地域を支援するという旨をもっと明確に条文に記載するべきではないか。(第11回)

◇地域の人材づくりについて

■検討課題／問題提起

- ◇ 地域はリーダーによってまちづくりの姿勢が変わる。自治会を運営するにあたり、地域のリーダーをどのように育てていくのかが切実な問題。(第3回)
- ◇ 地域の活動に、初めての人の参加を促せるような方法を考える必要がある。(第3回)
- ◇ 現在、自治会関係者、ボランティア関係者を見ると殆どが70歳代の人となっている。70歳代の人自治会等にできるだけ長く参加してもらえようというテーマや事業を考える必要がある。また、これらの団体の後継者問題を解消できるよう、65歳くらいの人にスムーズに団体に参加してもらえようというテーマや事業を合わせて考える必要がある。(第3回)
- ◇ 小学校区単位のまちづくりでは、人材不足の面が一番の悩み。(第4回)
- ◇ 地域の実態として、自治会などの団体で役員となり手がいない状況となっており、役員への権力集中の心配よりも組織の継続性について考えるべきである。(第6回)

■解決方法案／結論、等

- ◇ 65歳までの人に地域活動に参加して貰うために、報償・報酬の提供を検討するのも一案である。パイロット事業のような競争型の資金提供機会を考えてみるのも良いのではないかと。(第3回)
- ◇ 世の中が何でもボランティアにさせればよい、という風潮になっており、ボランティアの役割が重くなっている。地域を支える人たちのネットワークを少しでも有償にするシステムを作っていけないか。有償であれば、65歳くらいの方にも参加が得られやすいのでは。(第3回)
- ◇ 若い人に参加してもらえよう工夫を。PTA等の役員は1年交代であるが、1年間地域の中に入り活動することによって地域に愛着を感じ、高齢になった時にまた活動してもらえよう。(第3回)
- ◇ 各種団体が連携することで新たな人材を見つけやすくなるため、各種団体の連携を促すことなど、良い例の検証を進めて広げていくというような環境づくりを行うのが良いのではないかと。(第4回)
- ◇ 協働のまちづくり推進組織の中核をなすであろう自治会が未加入者問題や後継者不足で崩壊寸前となっており、自治会加入についてマンション開発業者に話し合いを義務付けるような規定や、自治会への加入を義務付けるような規定を条例に盛り込むべきである。(第5回／第6回)
- ◇ 人材不足の問題は、外部からどのように人を参画させるかという議論に関係する。参加を希望する人を拒否せず、組織を運営・維持するためにうまく開放していくことが重要である。(第6回)
- ◇ 自治会側と一緒に取り組んでいこうという姿勢や誰でも活動に参加できるというシステムを示していけば、NPOも地域活動に参画しやすくなる。(第6回)
- ◇ 市は新しい住民をどう地域に巻き込んでいくのかを、コミュニティ政策を考えると同時に市政の中にも作っていく必要がある。(第6回)
- ◇ 人材育成においてコーディネーターを育てるという視点は重要である。(第8回)
- ◇ 地縁型組織とテーマ型組織という異なる世界の人たちが議論して人材育成プログラムを作成すると意味のあるプログラムが作成できる。(第8回)
- ◇ 座学ではなく実際に中に入って係わっていくということが人材育成には必要である。(第9回)

◇ 人材育成については、これまで議論された内容をもとにまとめる。(第9回)

◇地域交付金について

■検討課題／問題提起

◇ —

■解決方法案／結論、等

- ◇ 莫大なお金を地域に渡すのではなく、これまで渡していた総額よりも少なくしていけば良い。(第8回)
- ◇ 地域課題は地域が一番理解しているので、各校区の各種団体への補助金等を一括化し、地域で自由に用途を決められるようにしたら良い。(第8回)

◇市民センターの役割について

■検討課題／問題提起

- ◇ 市民センターをもう少し重要視すべきではないか。市民センターでないと把握していないような自治会や高年クラブの情報や、その地域の人の情報などが人材バンクとして見えてくるともっと違う形でまちづくりが出来るのではないか。今後高齢化が進むと高年クラブが運営できない地域が出てきたり、自治会同士の合併の可能性も出てくる。市民センターの役割について今のうちに肉付けしておいた方が良いのではないか。(第3回)
- ◇ 基本的には小学校区単位でまちづくりを進め、その中でどのようなネットワーク層を作っていくのかという事を考える必要がある。基本は小学校区であり、その基本がどのように組み合わせっていくのか、組み合わせあって活動する時にはどのような単位が考えられるのか、といった検討が必要ではないか。(第3回)

■解決方法案／結論、等

- ◇ 小学校区をまちづくりの単位としているが、それぞれに網の目を張っていくことを考えた場合の結束点として市民センターも一つの候補になる。(第3回)
- ◇ 小学校区単位のみでまちづくりを進めると知恵が枯渇する。市民センターを利用して外部の知恵を借りることは良い発想。(第3回)
- ◇ 防災や防犯という点から考えると、市民センターの機能は非常に大事。(第4回)
- ◇ 市民センターの役割というのは、知恵を出す、あるいは調整せざるを得ないことや一緒に取り組んだほうが効率的であることを実施する場合の音頭取りをすること。(第4回)
- ◇ 市民センター活用の方法については、地域を超えた問題や緊急時の問題などを考慮して、いろいろな位置づけがでてくるので、引き続きその役割・位置づけを検討する。(第4回)
- ◇ 将来的には市民センターは行政窓口として特化していき、その建物に中間支援組織やNPOなどが入り、広域的なまちづくりの事務機能を担う可能性が高いのではないか。場所として市民センターを利用しても良い、という役割を果たしていくのではないか。(第10回)

◇コミセンの位置づけについて

■検討課題／問題提起

- ◇ 小学校コミセンの位置づけについて考える必要がある。自治会とコミセンの位置づけ、地域とコミセンの位置づけ、行政とコミセンの位置づけ、それぞれについて考える必要がある。(第3回)
- ◇ コミセンの問題は取り上げなければいけない項目の一つ。特に自治会との関係は大事な問題。(第3回)
- ◇ 小学校区コミセンで活動する場合、小学校に許可を得ないといけないのか、小学校がコミセンに許可を得ないといけないのかといった問題に対応するため、その位置づけを明確にすべきではないか。(第5回)
- ◇ 協働のまちづくり推進組織の事務局が将来的に必要なになってくると考えるが、そうすると小学校区コミュニティ・センターは現状のような形で今後も残るのか。例えば、小学校区コミュニティ・センターを指定管理者制度などを使って地域が運営するような可能性はあるのか。(第11回)
- ◇ 小学校区コミュニティ・センターに中間支援型の能力を持った所長を配置し、地域の事務局として運営に加わせることはできないか。(第11回)

■解決方法案／結論、等

- ◇ 小学校区単位のまちづくりを進める中で、コミセンを事務局ではなく拠点とするのであれば、みんなが行政の方を向くことになり、地域の特徴が出にくくなるのではないか。(第3回)
- ◇ (事務局) 小学校区コミュニティ・センターの地域運営については、市として研究を進めていく必要があると考えている。(第11回)
- ◇ 例えば、小学校区コミュニティ・センターを地域運営とする、民間組織の人材を臨時職員として雇用し、小学校区コミュニティ・センターに派遣する、といったモデル事業も検討していけばより効果的なまちづくりの方法について検討出来るのではないか。(第11回)

◇市民活動団体の役割と支援について

■検討課題／問題提起

- ◇ 市民活動団体の一員として何をすべきなのか、どうあるべきなのかということを考えて行動するのかという役割や、活動の場の提供、活動を促進するための助成、協働事業の機会創出などの支援内容が条例に反映されると市民活動団体にとっては非常に良い。(第9回)

■解決方法案／結論、等

- ◇ —

◇市の協働に対する取組みについて

■検討課題／問題提起

- ◇ 行政が汗を流し知恵も出すという姿勢を今後どのように実行していくのか、コミュニティ推進室という組織だけで良いのかという事も含めて考えていく必要がある。(第3回)
- ◇ 地域団体と行政の役割分担をどのようにしていくのか。(第3回)
- ◇ 市の各課各職員が協働をどのように考えていくべきなのか、それに対して市全体がどのようにサポートしていくのか、という事を考える必要がある。(第4回)

■解決方法案／結論、等

- ◇ 行政は単に補助金、委託金を出すのではなく、地域と共に汗を流すことが重要。(第3回)
- ◇ 今後の事を考えると、市の職員のワークショップ研修の機会増加が必要ではないか。(第3回)

◇協働の理念について

■検討課題／問題提起

- ◇ 財政逼迫、少子高齢化が進む中で、セルフネグレクトなど新たに生じる社会ニーズにある程度対応できるような指針を条例の基本理念の部分に盛り込んではどうか。(第10回)
- ◇ 障がい者の方々をいかにまちづくりに取り込んでいくのか。実際に動けなくても意見を吸い上げるような仕組みを構築する必要もあるのではないか。このような障がい者の方々もまちづくりに一緒に参加するという事を、基本理念の部分に盛り込んではどうか。(第11回)

■解決方法案／結論、等

- ◇ 様々な問題があり、全てを条例に反映することは難しいが、社会的包摂を進めていく手段として協働を位置付けるなど、基本理念の部分をもう少し掘り下げて、何のために協働するのかという事を検討する。(第10回)
- ◇ 障がい者の方々もまちづくりに一緒に参加するという事を基本理念で触れるべきではないかという指摘については、障がい者の方々への社会的包摂という意味合いになると考える。このあたりについては敢えて触れるまでもなく含まれるということで文言に触れていなかったが、このあたりも何らかの形で強調する。(第11回)

◇条例項目の表現について

■検討課題／問題提起

- ◇ 「市民の責務」、「市民団体の責務」の「責務」という表現は厳しいのではないか。(第4回)

■解決方法案／結論、等

- ◇ 協働と謳うのであれば、行政と市民を対等にしたいという意識があつて、それであれば責務も対等。(第4回)
- ◇ 「協働のまちづくり推進に向けて」の中では、市民の役割と市の役割という言葉を使用して、協働するという形になっている。ここには責務という言葉は全く使われておらず、役割という表現で定義している。(第4回)
- ◇ 地域交付金の交付も考慮すると責務という表現で問題ない。(第4回)
- ◇ 責務の問題は、地域活動・まちづくりへの支援といった項目が整備されたら、解決してくるのではないか。(第4回)
- ◇ 市民活動団体で法人格を持つ団体には、特に会計面などいろいろな規制もあるし、事務的な面でもきっちりとしなければ進めていけないことがある。そう考えると、市民活動団体に対しても責務という表現で問題ない。(第4回)
- ◇ 「相応の責任」「相応の責任と義務を負う」という表現にすることも含めて、引き続き検討する。(第4回)

◇情報共有／情報収集／情報伝達ルートについて

■検討課題／問題提起

- ◇ 行政からの情報提供およびフィードバックに関しては自治会を通してはいるが、その手法だけで良いのか。(第3回)
- ◇ 自治会の役割について重要性を認識した上で、他のルートを含めて複合的な情報ルートを検討する必要がある。(第3回)
- ◇ 地域への外部からの人の投入の可否を判断する上でも、地域の実態や人材を把握する必要がある。合わせて地域との情報共有の仕方、ネットワークの拡大方法についても考える必要がある。(第3回)
- ◇ きめ細かな情報の収集方法については、統計データも含めてどのような方法が良いのかについて考えていく必要がある。(第3回)

■解決方法案／結論、等

- ◇ -

◇将来的な変化への対応(協働のまちづくり推進の仕組みの評価・見直し)について

■検討課題／問題提起

- ◇ 高齢化が進んでいる。まちづくりの担い手の問題や、地域での実施事業内容についても高齢化ということを考慮する必要がある。(第3回)
- ◇ 小学校区単位の協働のまちづくりにおいて、今後合併・縮小などの問題が出てきた時にどのように対応するのかが問題。(第3回)

■解決方法案／結論、等

- ◇ 協働のまちづくり推進の仕組みの評価や見直しを行う組織や機能のあり方について検討する必要があるのではないか。(第8回)